

JICA-CM4TIP 通信

No.14/2016.8.1

- タイ-ラオス国境地域活動：ウボンラチャタニ県とチャンパサック県 MDT のネットワーク強化会議
- ASEAN 人身取引協定

タイ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト

- ◇ タイおよびメコン地域において人身取引被害者に対する支援対策が効果的に行われるために、JICA では被害者保護・自立支援に関わる多分野協働チーム (MDT) の能力強化と、の支援能力向上に協力してきました。
- ◇ 当プロジェクトは 2015 年 4 月から 4 年間の予定で、人身取引被害者の生活再建支援のため、ケースマネージャー (CM) 等の能力向上や被害者のエンパワメント、周辺国との協働を目指す活動を実施します。

CM4TIP : Case Management for Trafficking in Persons の意味。
詳細は HP (<http://www.jica.go.jp/project/thailand/016/index.html>) をご覧ください。

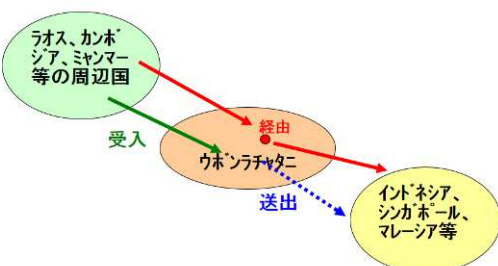
タイ-ラオス国境地域活動：ウボンラチャタニ県 MDT*1 とチャンパサック県 MDT のネットワーク強化会議

7月7日にウボンラチャタニ県において、「ウボンラチャタニ県 (タイ) MDT とチャンパサック県 (ラオス) MDT のネットワーク強化会議」を開催しました。

ウボンラチャタニ県は、本プロジェクトの活動対象地域です。タイの東北地方に位置し、ラオスとカンボジアと国境を接しています。ウボンラチャタニ県は人身取引の目的県、経由県、送り出し県です。

【目的県としてのウボンラチャタニ県】
2015 年 9 月づけのウボンラチャタニ県雇用事務所によると、同県内の登録されている外国人労働者は 2,172 人で、内訳はラオス人 1,913 人(88%)、ミャンマー人 160 人(7%)、カンボジア人 99 人(5%)です。また、ラオス人労働者の内、女性が 72% を占め、その女性たちが登録している職種は物売りや家庭内労働です。この数は登録者ですから、登録していない人数はこの数倍であると推定されるので、ウボンラチャタニ県内では数千人のラオス人が働いていると容易に

ウボンラチャタニは、送出国・経由県・受入県



想像が付きまします。2015 年にウボンラチャタニ県内で人身取引被害者として認定されたラオス人は 28 人でした。

【経由県としてのウボンラチャタニ県】
ラオスのチャンパサック県からタイのウボンラチャタニ県に入国したラオス人の中にはバンコクなどのタイ国内の都市で人身取引被害に遭う、タイを経由してマレーシアで人身取引被害に遭うケースも出ています。

【送出国としてのウボンラチャタニ県】
ウボンラチャタニ県出身者も人身取引被害に遭っています。2015 年はタイ漁船に乗ってインドネシア沖で救出された男性と日本で救出された女性がウボンラチャタニ県に戻りました。

タイ・ラオス国境の状況

ウボンラチャタニ県の国境を接するラオスのチャンパサック県は、ウボンラチャタニ県と約 360km に渡って国境を接しています。ラオスの中では人身取引被害者が 3 番目に多い県です。また、タイで非正規移住労働者として捕まったラオス人は、原則的にはウボンラチャタニ県に連れていかれ、チャンパサック県の国境からラオスに帰国させられます。しかし、タイで非正規移住労働者とし



ウボンラチャタニ県副知事 (中央) による開会式後の記念撮影



© OpenStreetMap contributors
ウボンラチャタニ県・チャンパサック県国境位置図 (出典: openstreetmap.org に加筆)

て捕まったものの、中には人身取引被害者と思われるような人もいます。

このような状況の中、ウボンラチャタニ県とチャンパサック県は 2010 年に人身取引対策についての協力の 2 県間覚書を結び、人身取引被害者だけではなく、非正規移住労働者としてウボンラチャタニ県・チャンパサック県国境に強制送還された人々の中でも特に再被害に遭いそうな 18 歳未満の子どもたちの支援を両県の政府関係者や NGO が支援してきました。

(次頁につづく)

注 *1: MDT とは人身取引被害者保護・自立支援にかかわる多分野協働チーム(Multi Disciplinary Team)



ウボンラチャタニ県 MDT による歓迎のタイ舞踊披露



タイ・ラオス双方のリーダーの挨拶



JICA タイ事務所の鍛冶澤所員も一緒にダンス

ネットワーク強化会議の背景

今回の会議開催のきっかけは、予算と人手不足から、チャンパサックとの会議を 2 年以上開催できておらず、チャンパサック県側の人身取引対策関係者の頻繁な人事異動により疎遠になってしまったというウボンラチャタニ県の社会開発人間安全保障事務所のつぶやきでした。特にチャンパサック側は、警察以外はあまり人身取引対策に取り組んでいないため、人事異動があると、人身取引について何も知らない人が人身取引対策担当になるので、継続的に会議などを開催しないと蓄積されてきた経験やネットワークが台無しになってしまいます。

会議の参加者と内容

同会議には、ウボンラチャタニ側 MDT メンバー 23 人、チャンパサック側 MDT メンバー 14 人が参加しました。ウボンラチャタニ側の内訳は、社会福祉関係者 4 人、労働事務所 3 人、警察 5 人、教育事務所 4 人、保健所 1 人、国境郡役場 2 人、NGO 4 人、チャンパサック側は労働社会福祉、女性連盟、青年連盟、労働組合連盟、県庁、警察、入国管理、法務、NGO などからの参加がありました。

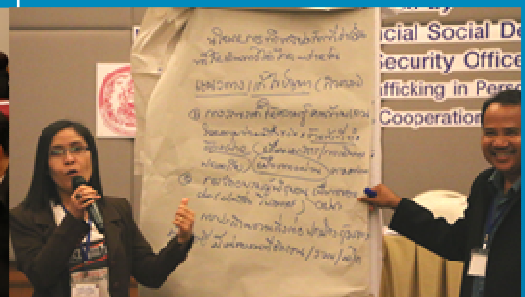
同会議では、ウボンラチャタニ県の 2015 年の人身取引対策活動の報告があり、チャンパサック側からは、ウボンラチャタニ県国境の出入国管理事務所及びバンコクの出入国管理局で非正規移住労働者として捕まったものの、様々な問題を抱えている 186 人を関係諸機関と NGO の協力によって支援したとの報告がありました。186 人の内 91 人が 18 歳未満で、病気の

者や麻薬中毒者もいるとのことでした。また、チャンパサック県の労働社会福祉事務所の代表は、支援した人々のフォローアップが課題であるとも言っていました。今回の会議では、実際にどのような支援をしているのか詳細に把握できませんでしたが、なんのために、どのようなフォローアップをしたいのか議論する必要があると感じました。

また、同会議において、国境を接する郡同士の人身取引対策会議の開催などの提案が出たので、プロジェクトとしては前向きに考えていきたいと思っています。

ASEAN 人身取引協定を批准

2015 年 11 月に「ASEAN 人身取引（特に女性と子どもの人身取引）協定（ASEAN Convention Against Trafficking in Persons, Especially Women and Children）」に各国が署名しました。これは、人身取引の撲滅を地域として取り組むことを宣言するものです。同協定の活動計画には人身取引の予防、被害者の保護、加害者の訴追、地域・国際間の協力に関する項目が盛り込まれています。2016 年 7 月にタイは、シンガポール、カンボジアに次いで、この協定を批准しました。



グループに分かれての計画立案ワークショップで両県の隣接郡での活動が提案されました



ウボンラチャタニ県とチャンパサック県のネットワーク強化会議参加者

◆ 本通信は、プロジェクトの進捗状況や周辺情報をお知らせするため JICA 専門家の見聞をお送りしています。JICA およびカウンターパートの公式見解ではありません。なお、無断での転載はお断りしています。